

## 熊本県公安委員会告示第 8 号

熊本県道路交通規則（昭和 47 年熊本県公安委員会規則第 1 号）第 42 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間を次のとおり定め、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

平成 14 年 5 月 24 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

- 1 熊本県道路交通規則第 42 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

場 所	期 日	受 付 時 間
上熊本三陽自動車学校 （熊本市上熊本三丁目 26 番 3 号）	木曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで
熊本自動車学園 （熊本市戸島町 3144 番地 1）	火曜日	午前 11 時 30 分から同 12 時 00 分まで
熊本ドライビングスクール （熊本市楠六丁目 6 番 25 号）	金曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 30 分まで
三陽自動車学校 （熊本市田崎二丁目 1 番 11 号）	水曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで
中央自動車学校 （熊本市坪井六丁目 10 番 1 号）	木曜日	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで
寺原自動車学校 （熊本市壺川二丁目 3 番 78 号）	火曜日	午前 10 時 30 分から同 11 時 00 分まで
大洋自動車学校 （玉名市向津留 532 番地）	火曜日	午前 9 時 40 分から同 10 時 00 分まで
大洋第二自動車学校 （玉名市築地 761 番地）	水曜日	午前 9 時 40 分から同 10 時 00 分まで
荒尾第二自動車学校 （荒尾市万田 947 番地 1）	火曜日	午後 0 時 00 分から同 0 時 30 分まで
植木自動車学校 （鹿本郡植木町投刀塚 320 番地 1）	金曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで
山鹿自動車教習学校 （山鹿市山鹿 117 番地）	水曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで
菊池自動車学校 （菊池市大字木柑子 1427 番地）	火曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
菊陽自動車学校 （菊池郡菊陽町大字原水 1430 番地）	火曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで
城北自動車学校 （菊池郡泗水町大字吉富 300 番地 39）	木曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 10 分まで
阿蘇自動車学校 （阿蘇郡一の宮町宮地 4507 番地 3）	土曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで
熊本バス自動車学校 （上益城郡御船町大字木倉 175 番地）	土曜日	午前 10 時 00 分から同 10 時 30 分まで
熊本南自動車学校 （宇土市松山町 2300 番地）	土曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 30 分まで
八代自動車学校 （八代市井上町 91 番地）	木曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで
八代ドライビングスクール （八代市平山新町 5338 番地）	月曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 00 分まで
水俣自動車学校 （水俣市山手町一丁目 8 番 1 号）	土曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで
人吉自動車学校 （人吉市鶴田町 875 番地）	土曜日	午後 0 時 00 分から同 0 時 30 分まで

中球磨モータースクール (球磨郡免田町乙 381 番地)	土曜日	午後 0 時 00 分から同 0 時 30 分 まで
多良木自動車学園 (球磨郡多良木町黒肥地 310 番地)	火曜日	午前 10 時 00 分から同 10 時 30 分まで
天草自動車学校 (本渡市亀場町大字亀川 70 番地 4)	火曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 30 分 まで
大矢野自動車学校 (天草郡大矢野町大字中 2443 番地 2)	金曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 30 分 まで
牛深自動車学校 (牛深市久玉町南神鳴子 5532 番地)	火曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで

2 講習を行わない日は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日
- ( 2 ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- ( 3 ) 災害その他やむを得ない事情のある日

3 講習を行う場所、期日及び受付時間は、気象状況その他のやむを得ない理由があるときは変更することがある。

熊本県公安委員会規則第 8 号

自動車運転免許技能試験官の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 14 年 5 月 24 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

自動車運転免許技能試験官の指定等に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転免許技能試験官の指定等に関する規則(平成 6 年熊本県公安委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 7 項」を「第 24 条第 8 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

熊本県公安委員会告示第 9 号

熊本県道路交通規則(昭和 47 年熊本県公安委員会規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、運転免許試験、検査、再試験、限定の全部又は一部の解除の審査及び緊急自動車の運転資格の審査を行う場所、期日及び受付時間を次のとおり定め、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

なお、平成 13 年 12 月 28 日熊本県公安委員会告示第 9 号(熊本県道路交通規則第 28 条の規定に基づき、運転免許試験、再試験、限定の全部又は一部の解除の審査及び緊急自動車の運転資格の審査を行う期日、場所及び種別)は、平成 14 年 5 月 31 日限り、廃止する。

平成 14 年 5 月 24 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

- 1 運転免許の種別ごとの道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 89 条第 1 項に規定する運転免許試験(以下「免許試験」という。)、同法第 89 条第 2 項に規定する検査(以下「検査」という。)、同法第 100 条の 2 第 1 項に規定する再試験(以下「再試験」という。)、道路交通法の一部を改正する法律(昭和 40 年法律第 96 号)附則第 2 条第 3 項、第 5 条第 3 項及び規則第 18 条の 4 に規定する限定の全部又は一部の解除の審査(以下「解除の審査」という。)並びに道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 32 条の 2 第 4 号、第 32 条の 4 及び第 32 条の 5 に規定する緊急自動車の運転資格の審査(以下「緊急資格審査」という。)を行う場所、期日及び受付時間はそれぞれ次のとおりとする。
- ( 1 ) 大型二種免許、普通二種免許、大型免許、大型仮免許及び普通仮免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで

(注) 大型免許及び普通免許に係る緊急資格審査については、予約制とする。

- ( 2 ) 小型特殊免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
警察署(熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。)	当該警察署長が指定する。	

## ( 3 ) 原付免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで (解除の審査については、午後 1 時 00 分から同 1 時 30 分まで)
警察署(熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。)	当該警察署長が指定する。	

## ( 4 ) 大型二輪免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	月曜日から金曜日まで (免許試験(技能に限る。))については、火曜日及び木曜日)	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで

( 注 ) 緊急資格審査については、予約制とする。

## ( 5 ) 普通二輪免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	月曜日から金曜日まで (免許試験(技能に限る。))及び解除の審査については、火曜日及び木曜日)	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで

( 注 ) 緊急資格審査については、予約制とする。

## ( 6 ) 大型特殊二種免許及び大型特殊免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	月曜日から金曜日まで (免許試験(技能に限る。))及び解除の審査については、水曜日)	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで

## ( 7 ) けん引二種免許及びけん引免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	月曜日から金曜日まで (免許試験(技能に限る。))及び解除の審査については、月曜日)	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで

2 熊本県警察本部長は、特に必要があると認めるときは、前 1 の規定にかかわらず、運転免許の種別ごとに場所、期日及び受付時間を指定して、免許試験、検査、再試験、限定の全部又は一部の解除の審査及び緊急資格審査(以下「免許試験等」という。)を行うことができるものとする。

3 指定自動車教習所の卒業証明書を有する者で試験の一部免除に該当するもの、指定自動車教習所の技能審査合格証明書を有する者、免許失効者で試験の一部免除に該当するもの及び外国免許を有する者で試験の一部免除に該当するものに係る免許試験の場所、期日及び受付時間については次のとおりとする。

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター ( 菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番 地 )	月曜日から金曜日まで	午後 1 時 00 分から同 1 時 30 分まで

4 免許試験等を行わない日は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日
- ( 2 ) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- ( 3 ) 災害その他やむを得ない事情のある日